

## 業務委託特記仕様書

業務名：平成31年度 都市再生整備計画事業 佐久平駅南1号線ほか 道路設計業務

箇所名：佐久市岩村田字上樋橋ほか（佐久平駅南地区）

### 1 一般事項

- (1) この特記仕様書に基づいて行う設計業務は、佐久都市計画事業佐久平駅南土地区画整理事業（施行者：佐久平駅南土地区画整理組合）の施行区域内（一部区域外あり）において、市が施行する佐久平駅南1号線、佐久平駅南2号線、区20-1号線の工事に必要となる道路詳細設計修正等を行うものである。なお、過年度で実施している「平成29年度 総合交付金都市再生事業 佐久平駅南1号線ほか 路線測量業務」、「平成29年度 総合交付金都市再生事業 佐久平駅南1号線ほか 道路設計業務」の成果等を元に、佐久平駅南土地区画整理組合が今後実施する換地設計、区画道路設計、造成設計等と整合を図りつつ、既済の道路設計成果を修正するものとし、以下に特に留意すること。
- ✓ 佐久平駅南土地区画整理組合により、今後決定される土地利用計画との整合を図った取付道路交差点設計や沿道土地利用の決定により乗入部が確定することに伴う乗入位置の反映や舗装構成、水路仕様に修正すること。
  - ✓ 幅員構成、舗装構成は想定交通量等により過去の業務で既に決定しているが、本業務で実施する開発関連交通量予測を加味した大型交通量を推計し、それを反映させた舗装構成に修正すること。
  - ✓ 同時発注する平面交差点詳細設計を既済の道路設計成果へ反映し、必要に応じて道路横断構成等を修正すること。
  - ✓ 交差点協議本協議を実施するため、その結果を既済の道路設計へ反映させること（道路横断構成の変更や信号機の有無等）
  - ✓ 市にて公共施設をはじめとするまちなみ整備方針を作成するため、それに基づく歩道舗装や道路構造物・付属物の横断位置や仕様等に修正すること。
  - ✓ 上下水道のほか、電線類等各種埋設物の占用位置、土地区画整理組合で設計を行う雨水管渠について、各事業者との調整結果を踏まえ設計に反映させること。
  - ✓ 佐久平駅南2号線に接続する市道02-492号線の取付道路及び付替水路の設計は佐久平駅南2号線の道路詳細設計に含むものとする。
- (2) 受託者は、委託契約書、設計図書、本特記仕様書、長野県建設部「設計・測量・調査業務委託関係集」、業務打合せ書、関係法規等を尊重し、監督員の指示を受け、正確に履行しなければならない。
- (3) 受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。
- (4) 現場への立ち入りは、監督員に確認後とする。なお、第三者の土地への立入りは、発注者より地権者への通知後に行うものとする。監督員の承諾なくして、第三者に損害を与えたときは、受託者において解決するものとする。
- (5) 契約後、管理技術者・照査技術者を報告すること。

(6) この特記仕様書に定めのない事項、または、疑義が生じたときは、監督員に別途協議するものとする。

## 2 積算について

業務価格は、それぞれ1万円止めとする。(設計業務は、一般管理費で調整を行っている。)

## 3 業務内容

### (1) 道路詳細設計修正 (再委託不可)

- ア 設計計画及び施工計画
- イ 現地踏査
- ウ 平面縦断設計
- エ 横断設計
- オ 道路付帯構造物・小構造物設計
- カ 仮設構造物・用排水設計

用排水設計においては、土地区画整理事業地内であることから、区域内すべてを流域面積とした水路断面とするが、道路事業者(市)と土地区画整理事業者(組合)とのアロケーションにより整備をする予定であるので、貸与資料をもとに費用負担の考え方を取り纏めること。

- キ 設計図
- ク 数量計算
- ケ 照査
- コ 報告書作成

なお、設計条件は以下を想定している。

- ・単区間あたりの設計延長
  - 佐久平駅南1号線：0.45km
  - 佐久平駅南2号線：0.54km
  - 区20-1号線：0.34km
  - 全 体：1.33km
- ・平地
- ・1~2車線
- ・単断面
- ・暫定計画なし
- ・歩道設計あり
- ・取付道路、付替水路、横断管渠いずれかあり
- ・道路環境関連施設設計なし
- ・特殊法面設計なし
- ・工区ごとの成果品分割なし
- ・路床入替及び車線変更に対する設計あり

また、道路詳細設計の積算にあたり、下記路線（設計延長 0.5 km未滿）においては、市の独自基準として以下に示す補正係数及び計算式を使用している。

・佐久平駅南 1 号線

設計歩掛＝標準歩掛× (0.5×0.45+0.45)＝標準歩掛×0.675 (設計延長補正)

・区 20-1 号線

設計歩掛＝標準歩掛× (0.5×0.34+0.34)＝標準歩掛×0.510 (設計延長補正)

また、今回業務は道路詳細設計修正業務であることから、設計計画及び施工計画、現地踏査、数量計算を除く項目については、独自補正 0.3 を人工に乗じている。

(2) 平面交差点詳細設計（予備設計あり）（再委託不可）

ア 平面・縦断設計

イ 横断設計

ウ 交差点容量・路面表示

エ 小構造物設計

オ 用排水設計

カ 設計図

キ 数量計算

ク 照査

ケ 報告書作成

コ 関係機関との協議用資料作成

なお、設計箇所は佐久平駅南 1 号線、2 号線、区 20-1 号線にそれぞれ 2 箇所、計 6 箇所を予定している。

(3) 開発関連交通量推計（再委託可）

H29 年度に実施した業務成果を、現時点で想定される土地利用に合わせ修正する業務である。土地利用が決定していくことにより、建物延床面積が変更になることや、乗入部を変更することで交通動線が変更になると考えられることから、それらを過年度成果へ反映し再予測を行い、将来交通量を推計し、そのデータを道路、交差点設計業務へ反映していく。推計を行うにあたり、基となる主な図書は「大規模開発地区関連交通計画マニュアル改訂版（平成 26 年 3 月\_\_国土交通省都市・地域整備局都市計画課都市交通調査室）である。

1) 開発関連交通量の予測

ア 延床面積の設定

イ 発生集中原単位の設定

ウ 開発関連交通量の算出

エ 自動車利用の開発関連交通量（人数ベース）の算出

オ 自動車開発関連交通量の算出

カ ピーク時の自動車開発関連交通量の算出

2) 将来交通量の予測

ア 将来一般交通量の予測

- ・伸び率の設定
- ・将来一般交通量の設定

イ 開発関連自動車交通量の方面別予測

- ・方面比率の設定
- ・交通動線の設定
- ・開発関連交通量の方面別分配

ウ 将来交通量の予測

- ・将来交通量の予測（将来一般交通量と開発関連交通量の合算）
- ・区間交通量の算出、集計、図面作成

(4) 電線共同溝詳細設計（予備設計なし）（再委託不可）

ア 設計条件の整理検討

市の施工する3路線については経済的な無電柱化を予定しているため、地中化方式や裏配線方式などを併用しながら無電柱化することとし、電線共同溝を敷設する延長を検討すること。

イ 平面・縦断線形設計

ウ 管路部設計

エ 特殊部設計

オ 地上機器部設計

カ 概算工事費算出

キ 関係機関との協議用資料作成

ク 照査

ケ 報告書作成

なお、設計条件は以下を想定している。

・設計延長

項 目	佐久平駅南 1 号線	佐久平駅南 2 号線	区 20-1 号線
ア 設計条件の整理検討	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
イ 平面・縦断線形設計	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
ウ 管路部設計	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
エ 特殊部設計	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
オ 地上機器部設計	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
カ 概算工事費算出	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
キ 関係機関との 協議用資料作成	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
ク 照査	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>
ケ 報告書作成	540m <sup>*</sup>	470m <sup>*</sup>	340m <sup>*</sup>

※設計延長は地形や想定される土地利用を考慮し、裏配線が施工できる可能性がある箇所や、電線共同溝を敷設しなくても良い可能性がある箇所を除いた延長としているため、検討経過及び佐久平駅南土地区画整理組合による土地利用の検討結果や電線事業者との調整により設計延長を変更する場合があります。(変更対象)

- ・計画道路（区画整理地内道路含む）

市街地（D I D地区）以外の地域又は計画道路（区画整理地内道路含む）

(5) 佐久平南地区のまちなみ整備方針に係る作成支援（再委託可）

土地区画整理事業にあわせ、公共施設を含めたまちなみ整備方針を作成する。本業務では市がまちなみ整備方針を作成するにあたり、整備方針の各項目における材料集めやアイデア出し、体裁の確認などを行うこととする。項目は以下のとおり。

ア まちづくりの方針作成に係る支援

イ 公共施設整備方針・沿道街区景観誘導項目作成に係る支援

ウ （仮）検討会議の運営支援

3回を想定している。

エ イメージパースの作成（道路2箇所、みんなの広場1箇所、全体鳥瞰図1枚）

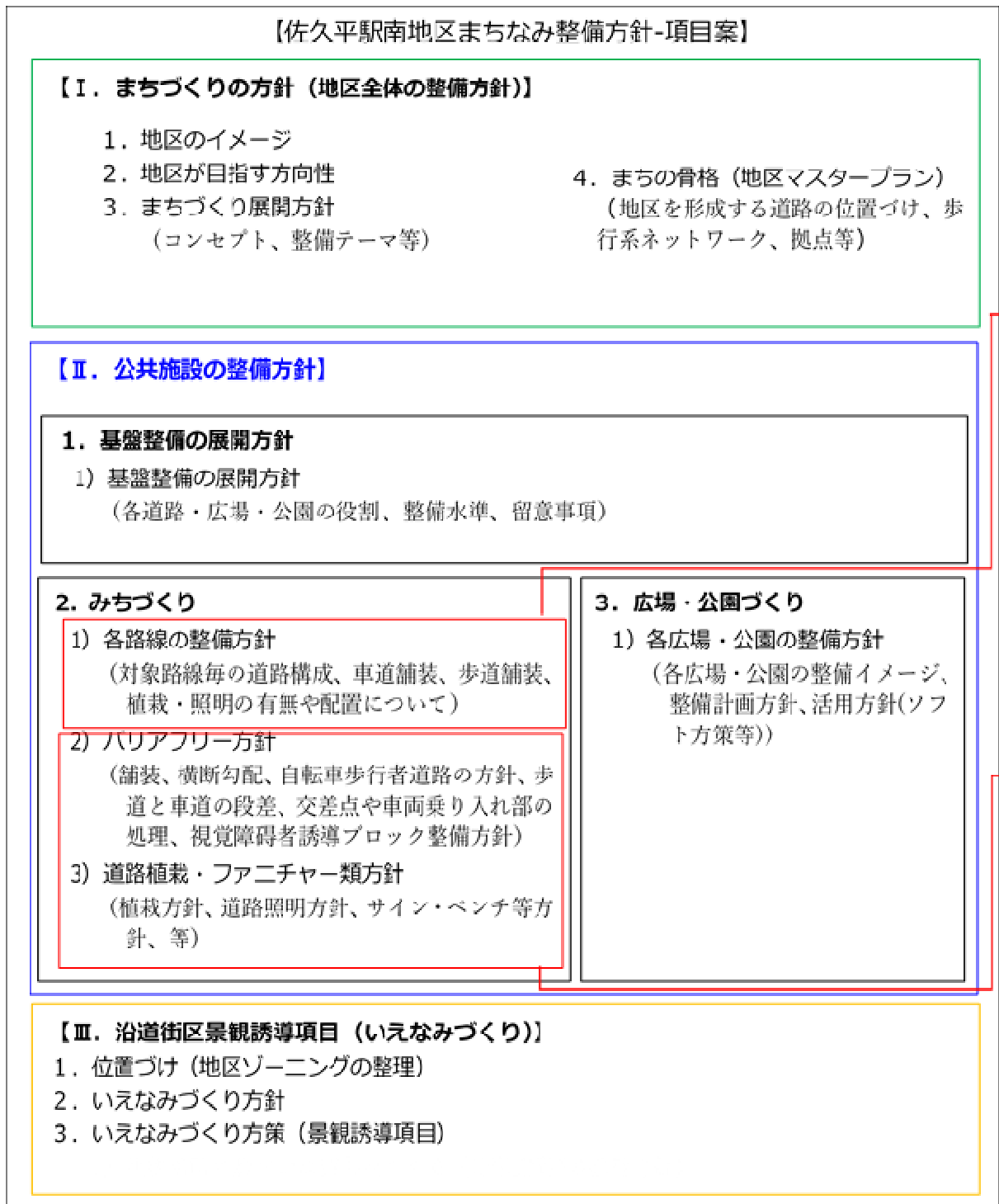
A3またはA4サイズでの作成を想定している。

オ 報告書作成

なお、整備方針は次頁の項目による構成を想定しており、整備方針作成に関する意見や考え方を学識経験者から別途聴取する予定としている。また、まちなみ整備方針作成に関する助言をUR都市機構から別途受けることとしている。

整備方針を作成する過程や意見聴取の手段については学識経験者やUR都市機構と相談しながら進めていくこととしており、それによって業務項目が変更となる場合がある。(変更対象)

- ・まちなみ整備方針の想定している構成



## (6) 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

### ア 打合せ（道路詳細設計）

打合せは、業務着手時 1 回、中間打合せ 5 回、成果品納入時 1 回の計 7 回を計上している。なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来る様にする事。

### イ 打合せ（平面交差点詳細設計・開発関連交通量推計）

打合せは、業務着手時 1 回、中間打合せ 2 回、成果品納入時 1 回の計 4 回を計上している。なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来る様にする事。

### ウ 関係機関打合せ協議（平面交差点詳細設計・開発関連交通量推計）

県道、国道管理者（佐久建設事務所）、公安委員会の計 2 機関を計上している。なお、受注者は、各事業者間とのヒアリングにあたり直接的な関与を図ること。

### エ 打合せ（電線共同溝設計）

打合せは、業務着手時 1 回、中間打合せ 5 回、成果品納入時 1 回の計 7 回を計上している。なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来る様にする事。

### オ 関係機関打合せ協議（電線共同溝設計）

中部電力、NTT、公安委員会（信号ケーブル）、ケーブルテレビ、佐久水道企業団、佐久市下水道課、土地区画整理事業の進出予定企業の計 7 機関を計上している。なお、受注者は、各事業者間とのヒアリングにあたり直接的な関与を図ること。

### カ 打合せ（佐久平南地区のまちなみ整備方針に係る作成支援）

打合せは、業務着手時 1 回、中間打合せ 5 回、成果品納入時 1 回の計 7 回を計上している。この中には、有識者への意見聴取への同行も含むものとする。なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来る様にする事。

## (7) 旅費交通費

旅費交通費の鉄道料金について、佐久平南地区のまちなみ整備方針に係る作成支援における学識経験者への意見聴取の際に同行するものとして、5 往復分を計上しているが、実際に生じた鉄道料金が、設計に見込んだ額を下回る場合は減額変更する。（増額変更はしない）

#### 4 貸与品

本業務の実施にあたり、資料を貸与する場合は、受注者の責任をもってこれを管理し、紛失、汚損の内容に万全の注意を払うとともに、本業務以外に利用してはならない。また、貸与する資料等は、使用後または業務終了後速やかに返納すること。

(貸与品)

- ・平成 28 年度 樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務 成果 (CBR 試験等)
- ・平成 29 年度 樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務 成果 (土地区画整理事業基本設計、街区測量、道路設計)
- ・平成 29 年度 総合交付金都市再生事業 佐久平駅南 1 号線ほか 路線測量業務
- ・平成 29 年度 総合交付金都市再生事業 佐久平駅南 1 号線ほか 道路設計業務

#### 5 その他

- (1) 佐久平駅南土地区画整理組合は、別途、土地利用の調整及び区画道路や造成の実施設計、換地設計等業務を発注する予定であり、概ねの土地利用及び換地 (区画道路の位置等) を確定させ、平成 31 年夏頃に仮換地指定を行う予定である。土地区画整理事業のスケジュールと進捗を合わせながら業務を実施していくため、土地区画整理事業のスケジュールの変更がない限り、本業務は年度内に完了するものとする。
- (2) 佐久平駅南 1 号線及び佐久平駅南 2 号線は、佐久都市計画道路として平成 30 年 2 月に決定済である。
- (3) 関連業務の受託者とは連絡を密にし、お互いに協力をして業務を進めること。
- (4) 本業務は所定の図書を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。本業務の完了後に誤りを発見した時は、係員の指示に従い速やかにその誤りを修正しなければならない。
- (5) 受託者は、監督員の求めがあった場合は、業務の完了前であっても成果品の一部を提出することとする。
- (6) 請負代金額 100 万円以上 (税込み) の設計業務、地質調査業務、測量業務ならびに補償コンサルタント業務については、テクリス (一般財団法人 日本建設情報総合センター) への登録を行うこと。

#### 6 成果品について

- (1) 成果品については、2 部提出とする。
- (2) 図面等の縮尺については、その都度監督員と協議する。
- (3) 成果品は前述するものの他に、必要と認めたもの及び本業務中に発生した検討書等とする。
- (4) 成果品については紙ベースのほか、電子データ (フォーマットは監督職員と協議による) も提出すること。なお、電子データは以降修正設計を実施した場合の作業効率性を配慮した成果物とすること。(発注者が認めるレイヤ構成、設計内容とし、修正が困難である部品貼付



け等は避けること。)また、土木設計業務等の電子納品要領によらないため、電子成果品作成費は計上せず、印刷製本費を計上している。

(5) 印刷製本費は以下により算出する。

印刷製本費 (円・1冊当り) = ((10 - 0.5X<sup>※</sup>) (%) × 直接人件費 (円)) / 6

ただし、

X:直接人件費 (百万円 (小数第2位 (3位以下四捨五入)))

なお、直接人件費の上限は1千万円とし、その際の費用の上限・下限を、それぞれ80,000円、10,000円とする。

印刷製本費は千円未満切り捨てとする。